

旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務要求水準書

1 件 名 旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務

2 履行場所 要求水準書別紙「対象校一覧」のとおり

3 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) ESCO設備の設置に係わる計画・施工及び施工管理

ア 施工計画の立案及び工事の遂行は、契約期間の開始日に合わせて実施すること。

イ 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守した上で、以下の点を勘案した施工計画の策定、施工及び施工管理を行うこと。

(ア) LED化の効果を最大限に享受すること

(イ) 近隣住民や学校活動への配慮

(ウ) 児童生徒、学校関係者及び作業者の安全への十分な配慮

(2) 既設照明設備等の撤去・リサイクル及び廃棄処分

ア 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守した上で、撤去工事の施工及び施工管理を行う。

イ 撤去した照明設備（灯具本体、安定器、蛍光管等）については、撤去後の具体的な処理方法についても報告を行うこと。

ウ 本業務により発生した産業廃棄物のうち、金属類等は、本市が指定する箇所に運搬した後、本市に引き渡すこと。引渡方法等は協議による。

(3) ESCO設備の維持管理・保証（無償修繕等）

ア 事業者は、本市からの修繕依頼に基づき、ESCO設備の調査・修繕を行うこと。

ただし、緊急的な初期応動が必要な場合は、すみやかに応急的な対応作業を実施するものとする。その際生じる費用の負担者は、旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務に係る公募型プロポーザル実施要領「第11 3(2)本市と事業者の責任分担」によるものとする。

イ 事業者は、E S C O設備について、本市が加入する社団法人全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済」以外に必要とするときは、自己の負担で動産保険に加入することとする。

(4) 使用電力量削減効果の検証及び保証

ア ベースラインの設定

旭川市学校施設照明L E D化（E S C O事業）業務に係る公募型プロポーザル実施要領 第5 3 配付資料「提案時ベースライン」に記載する使用電力量（3カ年平均）、契約電力、電力契約単価及び維持管理費をベースラインとする。ただし、算定に使用された根拠に疑義が生じた際は、協議のもと、契約締結時にベースラインを見直すことができる。

なお、E S C O事業サービス期間中であっても、統廃合等により対象施設が減ることにより、ベースラインの変更が生じる場合がある。

イ 事業者は本事業契約期間中において、提案により示した使用電力量削減効果が達成できていることを証明するための適切な検証手法を用いて、効果の検証を行うものとする。

ウ 事業者の報告及び本市の確認

事業者は、前項の検証の結果及び修理・交換等の記録を毎年本市に報告し、本市は当該報告の内容を確認する。

なお、本市は維持管理が計画通りでなく若しくは不十分であると認められるときは事業者に対して必要な措置を命ずる場合がある。

エ 使用電力量削減の保証

使用電力量のベースラインと実際の年間使用電力量との差が、事業者が提案により示した使用電力量の削減保証量を下回った場合、事業者は保証措置を講じること。

なお、提案書で示した使用電力量の削減保証量は、設備の使用状況が大きく変化するなどの特別な理由を除き、変更することはできない。

(6) 契約終了後のE S C O設備所有権の譲渡

事業者の設置したE S C O設備については、契約終了時に本市へ所有権を譲渡すること。

(7) その他

ア 事業者は、既設設備の撤去工事・E S C O設備の設置工事及び維持管理において、積極的かつ優先的に本市市内の電気工事店（以下、「市内業者」と言う。）を活用し、地域

経済への波及効果に資するよう配慮すること。

イ 照明器具の選定に当たっては、市内業者が取り扱う複数の国内製造企業の製品を選定するなど、地域経済への波及効果に資するよう配慮すること。

ウ E S C O事業サービス期間開始日に工事が未完の場合、完工するまで、電気料金の差額を事業者が負担すること。

4 使用機器に関する事項

- (1) 使用する照明器具は、一般社団法人日本照明工業会の正会員である企業で日本国内に本社がある企業の製品とする。
- (2) 照明器具は、新品の照明器具とし、「公共施設用照明器具」の型番を取得しているものがあれば優先して使用するよう努めること。
- (3) 交換方法は、原則器具ごと交換を行うこととする。
- (4) 吊り下げ形照明器具は直付け器具へ交換を行うものとする。
- (5) 屋内体育館等の大型で高所に取付られている照明器具は、落下防止対策（振れ止め、落下防止ワイヤー等）及び、防球対策を講じること。
- (6) 照度は、現状の照明器具と同等程度の照度を確保することを原則とし、文部科学省の「学校環境衛生基準」（令和4年3月改訂）に示された基準を満たすこと。
- (7) 器具の選定に当たっては、黒板やホワイトボード、タブレット画面等への映り込みや、まぶしさが抑えられるよう配慮すること。
- (8) 光源寿命は、40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品とする。
- (9) 一つの製造企業が、交換を想定している全ての種類の照明器具を製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可能とする。この場合においては、後年度に保守管理が混乱しないよう、照明器具の種類（ベースライト、ダウンライト、非常用照明、誘導灯など）又は設置箇所ごとに同一製造企業の製品でまとめること。
- (10) 光色は、原則として昼白色（5,000K±5%程度）とするが、既存照明の光色が異なる箇所については、目的に適応した光色を選定すること。
- (11) 既設照明器具が防雨、防湿、又は防塵器具等の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。

5 工事に関する事項

- (1) 工事等の作業時間は、教育委員会との調整の基に学校と協議を行うこと。
- (2) 工事等の作業時間は、放課後や長期休業期間を主とすること。ただし、平日の日中であっても、使用していない箇所や、学校活動に支障とならない場所については、教育委員会との調整の基に学校と協議の上、作業を行うことができる。
- (3) 主な長期休業期間は次のとおりである。
 - ア 夏期休業期間 令和6年7月20日頃から30日間程度
 - イ 冬期休業期間 令和6年12月26日頃から20日間程度
- (4) 学校閉庁日や休業日に作業を行う場合は、教育委員会との調整の基に学校と協議すること。

要求水準書別紙 対象校一覧

番号	学校名	住所	校舎 面積(m ²)	体育館 面積(m ²)	給食		暖房		プール	放課後児童クラブ		備考
					単独	共同	中央	個別		校舎外	校舎内	
1	知新小学校	8条通13丁目	4,670	879	○		蒸		○	○	○	
2	日章小学校	6条通5丁目	2,929	790	○			ガ				体育館LED化済
3	朝日小学校	5条通21丁目	3,866	1,042		親	水		○	○		
4	青雲小学校	曙1条2丁目	3,540	960		親	水		○		○	
5	大有小学校	旭町1条6丁目	4,990	1,026	○			ガ	○	○		
6	啓明小学校	南2条通22丁目	5,467	887	○			ガ	○		○	
7	正和小学校	大雪通8丁目	3,377	643	○			ガ	○		○	
8	春光小学校	末広1条1丁目	5,451	1,283		親	風		○	○		
9	北鎮小学校	春光6条6丁目	6,753	1,200	○		風		○	○	○	
10	近文小学校	緑町17丁目	5,438	1,274	○			ガ	○	○		
11	東五条小学校	東5条5丁目	4,755	1,092		親	水		○	○	○	7リ-ナLED化済
12	向陵小学校	住吉5条1丁目	5,052	995		親	風		○		○	
13	新町小学校	4条西3丁目	2,970	922	○		水		○		○	
14	東町小学校	豊岡3条1丁目	5,311	1,092		親	水		○		○	7リ-ナLED化済
15	大町小学校	大町1条1丁目	3,247	885	○		風					体育館LED化済
16	新富小学校	新富2条2丁目	4,467	1,154	○		風			○	○	体育館LED化済
17	神居小学校	神居4条6丁目	4,187	1,258	○		水		○	○		
18	雨紛小学校	神居町雨紛380	1,072	564	○		水		○			体育館LED化済
19	富沢小学校	神居町富沢132	646	825	○			灯				7リ-ナLED化済
20	台場小学校	神居町台場274	1,970	625	○			灯	○			
21	江丹別小学校	江丹別町中央	572	-	○			灯	○			小中併置校
22	嵐山小学校	江丹別町嵐山143	1,107	-	○			灯				小中併置校
23	永山小学校	永山5条18丁目	5,120	1,210	○			ガ	○	○	○	
24	永山東小学校	永山町13丁目	2,225	708	○			ガ	○	○		
25	旭川第3小学校	東光8条8丁目	4,448	919		東		ガ	○	○		
26	旭川第5小学校	東旭川町東桜岡72	1,090	-		東		灯				小中併置校
27	神楽小学校	神楽5条8丁目	4,116	1,092		子	水		○	○		
28	西神楽小学校	西神楽北2条3丁目	2,204	758		子		灯	○	○		
29	西御料地小学校	西御料1条2丁目	4,559	722		子		灯	○	○		
30	神楽岡小学校	神楽岡14条3丁目	4,944	1,196		親	水		○	○	○	
31	北光小学校	旭町1条16丁目	4,720	1,258		親	水		○		○	
32	近文第1小学校	東鷹栖3線10号	3,109	799	○			灯	○		○	
33	近文第2小学校	東鷹栖4線16号	2,033	716	○		水		○			
34	末広小学校	末広6条2丁目	5,354	1,251		親		ガ	○		○	
35	愛宕小学校	豊岡8条6丁目	4,963	791	○		蒸		○		○	
36	緑が丘小学校	緑が丘3条4丁目	6,409	968	○		蒸		○		○	体育館LED化済
37	神居東小学校	神居1条17丁目	5,036	791	○			ガ	○	○	○	
38	東光小学校	東光17条6丁目	5,569	871	○			ガ	○	○	○	
39	陵雲小学校	末広1条7丁目	6,888	959	○			ガ	○		○	
40	忠和小学校	忠和4条4丁目	6,266	1,073	○			ガ	○	○	○	
41	永山南小学校	永山9条6丁目	6,906	1,283	○			ガ	○	○	○	
42	末広北小学校	末広5条11丁目	4,457	1,268		親		ガ	○	○	○	
43	緑新小学校	神楽岡4条5丁目	4,492	981		親	水		○	○		
44	愛宕東小学校	豊岡7条9丁目	5,703	981	○		水		○	○	○	
45	共栄小学校	豊岡2条10丁目	4,917	1,092	○		水		○	○	○	

番号	学校名	住所	校舎面積	体育館	給食		暖房		備考
			(㎡)	面積(㎡)	単独	共同	中央	個別	
1	明星中学校	東5条1丁目	5,815	1,237		子		ガ	
2	光陽中学校	豊岡3条1丁目	6,302	1,410		子	水		
3	北星中学校	住吉5条1丁目	6,800	1,440		子	風		
4	中央中学校	10条通11丁目	7,637	1,566		子	水		体育館LED化済
5	六合中学校	末広3条2丁目	6,383	1,426		子	風		体育館LED化済
6	北門中学校	錦町15丁目	7,352	1,391		子	風		
7	東光中学校	東光8条2丁目	6,828	1,273		東	水		
8	神居中学校	神居4条5丁目	6,709	1,313		親		ガ	
9	江丹別中学校	江丹別町中央	699	709	○			灯	小中併置校
10	嵐山中学校	江丹別町嵐山143	630	1,162	○			灯	小中併置校
11	永山中学校	永山7条19丁目	5,584	1,237		東	水		
12	旭川中学校	東旭川南1条6丁目	4,268	902		東	水		アリーナLED化済
13	桜岡中学校	東旭川町東桜岡72	556	729		東		灯	小中併置校
14	神楽中学校	神楽6条12丁目	5,200	1,237		親	水		
15	西神楽中学校	西神楽南2条4丁目	1,932	766		親		灯	
16	東鷹栖中学校	東鷹栖4条5丁目	3,113	790	○			灯	
17	啓北中学校	春光2条7丁目	6,652	1,065		子	蒸		
18	東陽中学校	豊岡2条7丁目	7,534	1,176		東		ガ	
19	緑が丘中学校	緑が丘3条4丁目	6,878	1,130		子		ガ	
20	春光台中学校	春光台5条3丁目	4,258	1,123		子	水		
21	永山南中学校	永山町5丁目	7,455	1,310		東		ガ	
22	神居東中学校	神居4条19丁目	4,055	1,044		子		ガ	
23	広陵中学校	末広2条7丁目	7,309	1,319		子	水		
24	東明中学校	東光16条7丁目	6,215	1,082		東		ガ	
25	愛宕中学校	豊岡8条10丁目	5,674	1,237		東	水		
26	忠和中学校	忠和1条4丁目	5,014	1,237		子	水		

【注記】

注1 給食欄中, [親]は親子給食の調理校, [子]は親子給食の受配校, [セ]は東旭川学校給食センターの受配校

注2 暖房欄中, [灯]は灯油, [蒸]は蒸気, [風]は温風, [水]は温水, [ガ]はガスFF